

令和３年小樽市議会第３回定例会提出予定議案

(予算・決算議案)

- 議案１ 令和３年度小樽市一般会計補正予算
- 議案２ 令和３年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
- 議案３ 令和３年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案４ 令和３年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
- 議案５ 令和３年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案６ 令和３年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 議案７ 令和３年度小樽市病院事業会計補正予算
- 議案８ 令和２年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案９ 令和２年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案10 令和２年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案11 令和２年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案12 令和２年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案13 令和２年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案14 令和２年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案15 令和２年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案16 令和２年度小樽市病院事業決算認定について
- 議案17 令和２年度小樽市水道事業決算認定について
- 議案18 令和２年度小樽市下水道事業決算認定について
- 議案19 令和２年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
- 議案20 令和２年度小樽市簡易水道事業決算認定について

(条例案その他の議案)

議案21 小樽市個人情報保護条例及び小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和3年5月19日公布、同年9月1日施行）に伴い、所要の改正（引用条項の変更等）を行うもの

施行期日 公布の日

議案22 小樽市財産条例の一部を改正する条例案

普通財産の交換差額の限度額（限度額なし→価額の差額（100万円超に限る。））がその高価なものの価額の6分の1を超える額）を定めるもの

施行期日 公布の日

議案23 小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案

看護師養成施設の新設に係る支援のための寄附を受けたことに伴い、看護師養成施設の支援の資金とする目的で、新たに看護師養成施設支援資金基金を設置するもの

施行期日 公布の日

議案24 小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

基準内閣府令の一部改正（令和3年8月2日公布、同日施行）に伴い、改正後の基準内閣府令のとおり適用することにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者による諸記録の作成等について、電磁的記録により行うことができることとするもの
《適用する改正後の基準内閣府令の内容》

・電磁的記録による記録等の追加

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者による諸記録の作成等について、電磁的記録により行うことができることとするもの

施行期日 公布の日

議案25 小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案

忍路中学校を忍路中央小学校に併置するもの

施行期日 令和4年4月1日

議案26 小樽市過疎地域持続的発展市町村計画について

【資料】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、小樽市過疎地域持続的発展市町村計画を定めるもの

報告1 専決処分報告

令和3年度小樽市一般会計補正予算において、感染防止対策協力支援金給付事業費に係る予算を措置するため、令和3年8月23日に専決処分したもの

(報 告 等)

- ・ 専決処分報告

令和2年8月15日に発生した最上保育所における負傷事故に係る損害賠償について、
令和3年7月13日に専決処分したもの

賠償額 7万1,604円(治療費等)

発生場所 小樽市最上2丁目9番10号 最上保育所玄関前

- ・ 専決処分報告

令和3年6月2日に確認した旧北手宮小学校敷地内の樹木の枝による家屋の屋根の損傷事故に係る損害賠償について、同年8月23日に専決処分したもの

賠償額 12万3,200円(屋根修理費)

発生場所 小樽市梅ヶ枝町31番22号

- ・ 専決処分報告

令和3年6月25日に発生した建設部の公用車による自動車事故に係る損害賠償について、同年8月23日に専決処分したもの

賠償額 22万7,990円(車両修理費等)

発生場所 小樽市奥沢1丁目21番1号 後志総合振興局小樽建設管理部駐車場内

- ・ 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の審査意見を付して報告するもの

- ・ 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して報告するもの

- ・ 経営状況を説明する書類の提出について(マリンウェーブ小樽)

- ・ 放棄した債権の報告

小樽市債権管理条例第12条第2項の規定により、放棄した債権について報告するもの
債権の名称 水道料金

件数(人数) 127件(35人)

債権額 133万7,231円

(追加予定議案)

- ・ 小樽市教育委員会委員の任命について

笹谷 純代 氏 令和3年10月17日任期満了

- ・ 小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

杉下 清次 氏 令和3年10月5日任期満了

※ 人事案件については、最終本会議の日に提案の予定です。

小樽市過疎地域持続的発展市町村計画の3定議案提出について

1 過疎地域の指定

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定（令和3年4月1日施行・令和13年3月31日までの時限立法。以下「法」という。）により、本市は、同法第2条で規定する「過疎地域」となった。

【小樽市が過疎地域に該当する要件（法第2条第1項第1号イ）】

□人口要件	昭和50年～平成27年の人口減少率が28%以上 ⇒ 小樽市 33.88%
□財政力要件	平成29年度～令和元年度の3か年平均の財政力指数が0.51以下 ⇒ 小樽市 0.44

2 過疎計画の策定

法で定める主な特別措置は、法第8条で規定する過疎地域持続的発展市町村計画（以下「過疎計画」という。）の策定により適用される。本市においても、過疎計画を策定し、過疎債の充当など、法に基づく特別措置の効率的かつ効果的な活用を図る（計画期間は、令和3年度～令和7年度の5年間）。

【計画策定の考え方】

- 旧過疎計画策定の考え方を踏まえるとともに、国が示す作成例を参考に、「第7次小樽市総合計画」や「小樽市公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら整理している。
- 総合計画で目指している将来都市像の実現に向けた各種施策を推進することは、過疎計画の目的である過疎地域の持続的発展にも寄与することとなる。
- 令和3年度予算（3定補正まで）に計上済み又は市が公表済みの計画で過疎計画期間内に実施を予定している事業を掲載している（通常の維持管理や補修等の経費及び経常的な管理経費を除外）。
- 策定以降、新たに実施する事業については、各年度の予算議論を経て、計画変更により対応する。

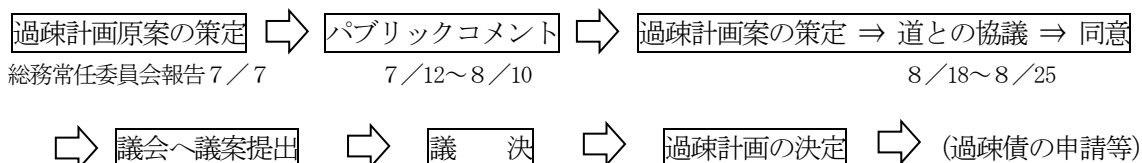
3 法に基づく主な特別措置

- ①国庫補助率等のかさ上げ（小・中学校校舎・屋内運動場の新築・増築、公立保育所等の設備の新設等及び消防用機械器具等の購入等）
 - ・通常1/2を5.5/10、通常1/3を5.5/10 等
- ②過疎対策事業債の充当（充当率100%で、その元利償還金の70%を普通交付税措置）
 - 施設整備（ハード事業）を対象に充当
 - 市町村道、漁港・港湾施設、地場産業振興施設、観光・レクリエーション施設、電気通信施設、下水処理施設、公民館、火葬場、消防施設、高齢者保健施設、保育所・児童館、認定こども園、診療施設、公立小・中学校、図書館、地域文化施設、自然エネルギー利用施設など
 - ソフト事業を対象に充当
 - 交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化など、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業が対象。市町村の財政力等により、国が発行限度額を設定
- ③地方税の課税免除に係る減収補填
 - ・過疎計画の「産業振興促進事項」で定める業種の事業用資産について、市条例に基づいた固定資産税の課税免除に対して減収補填措置

4 経過等

過疎計画の策定に当たっては、市民等の意見を聴取するためパブリックコメントを実施した後、法第8条に基づく道との協議を行い、今般、第3回定例会への議案提出に至ったところ

【これまでの経過～議案提出】



「小樽市過疎地域持続的発展市町村計画」の概要

I 基本的な事項

1 小樽市の概況

■自然的条件の概要

- ・地勢・地理的条件、気候

■歴史的条件の概要

- ・明治～昭和初期に発展、戦後に斜陽化、観光都市へ

■社会的、経済的条件の概要

- ・アクセス、高等教育、経済、産業

■過疎の状況

- ・人口の動向等、今後の見通し等

■社会経済的発展の方向の概要

- ・本市の中小企業等では、経営者の高齢化や後継者不足による廃業などで、雇用の受け皿が減少傾向
⇒ 観光や港湾、地理的特性など、強みを生かした地場産業の振興を図るため、創業支援や事業承継、販路拡大などの取組を推進。また、観光と地場産業との連携により地域内経済循環を高める。

2 人口及び産業の推移と動向

- 昭和35年～平成27年度の国勢調査（年齢別人口の推移、見通し）

3 行財政の状況

- 小樽市の財政状況（決算額の状況）

- 行政組織の状況（職員数の状況）

- 公共施設の整備状況（道路、上下水道など）

4 地域の持続的発展の基本方針

■基本的な考え方

【将来都市像】

「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽 ～あらたなる100年の歴史へ～」

<総合計画>

- ・人口減少・少子高齢化への対応
- ・まちづくり6つのテーマ
- ・市政運営の基本方針

結び
付け

<過疎法>

- ・過疎地域の持続的発展のために実施すべき12の事項

各分野の施策を総合的かつ計画的に展開し、
地域の持続的発展に寄与

■過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の展開

- ・効率的で安定した市民サービスを提供するため、ソフト事業を効果的に展開
- ・近隣市町村との連携による行政課題の解決に向けた取組を推進

5 地域の持続的発展のための基本目標

- ・小樽市第2期総合戦略の目標と同様に、転出の抑制と転入の増加による「社会減の抑制」と設定

6 計画の達成状況の評価に関する事項

- ・計画の推進状況を毎年度確認し、ホームページで公表。計画期間終了後に達成状況を確認

7 計画期間

- ・令和3年4月1日～令和8年3月31日

8 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・施設総量の削減と行政サービスの充実や効率化を目指す。
- ・公共施設等の維持管理経費や更新費用の平準化を図るとともに、施設の長寿命化に資する計画を定め、適切な維持管理に努める。
- ・必要に応じ、耐震診断を行い、重要度などに応じて耐震化を進める。
- ・安全性に問題がある施設は、除却を進める。

II 持続的発展計画の推進 ※国が定める施設区分ごとに、(1)現況と問題点(2)その対策(3)計画等を掲載

1 移住及び定住、地域間交流の促進、人材育成

- ◆移住及び定住 ◆地域間交流（広域連携の推進、国際交流）
- ◆人材育成（雇用・労働）

2 産業の振興

- ◆農林業 ◆水産業 ◆工業・企業立地 ◆商業 ◆観光 ◆港湾 ◆情報通信産業

3 地域における情報化

4 交通施設の整備、交通手段の確保

- ◆道路・河川 ◆除排雪 ◆交通

5 生活環境の整備

- ◆上下水道 ◆循環型社会 ◆消防 ◆防災・危機管理 ◆生活安全 ◆住宅
- ◆公園・緑地 ◆環境保全 ◆都市景観 ◆その他

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ◆子ども・子育て支援 ◆高齢者福祉 ◆障がい者福祉 ◆地域福祉 ◆保健衛生

7 医療の確保

8 教育の振興

- ◆学校教育 ◆社会教育 ◆スポーツ・レクリエーション ◆青少年
- ◆男女共同参画社会

9 集落の整備

10 地域文化の振興等

11 再生可能エネルギーの利用の推進

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- ◆市街地整備 ◆市民参加と協働によるまちづくりの推進